

令和 7 年度

滝川市放課後児童クラブ（たきかわ学童クラブ）

入会申込のご案内

申込受付期間

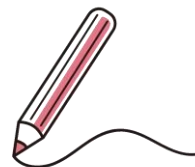
- 年度当初（令和 7 年 4 月 1 日）からの利用開始及び利用継続

令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

- 年度途中の利用開始

随時利用受付を行います。

※なお、定員に達している場合は利用待機の登録となる場合があります。



担当・お問い合わせ

滝川市保健福祉部子育て応援課子育て支援係

〒073-0032 滝川市明神町 1 丁目 5 番 32 号 滝川市保健センター内

電話：0125-28-8025（直通） FAX：0125-23-2486

メールアドレス：jidou@city.takikawa.lg.jp



1 たきかわ学童クラブの目的

たきかわ学童クラブは、授業終了後や長期休業日、学校臨時休業日に、子どもたちの安全を見守り、安心して生活できる場を提供するとともに、友達と遊びを楽しみ、様々な経験をする中で充実した生活を送ることができるように支援するために行っています。

また、学校や地域の団体と連携し、児童の健全育成と子育てしやすい環境づくりを目指しています。

2 利用対象となる児童

次のいずれにも該当する児童が利用対象となります。

- ・滝川市内の小学校に就学している児童
- ・保護者の就労などにより放課後や学校休業日に留守となる家庭の児童
- ・小学校の放課後にたきかわ学童クラブを利用する際、自分で登館できる児童

※ただし、第3学年以下の低学年を優先し、定員に達した場合は待機していただくことがあります。

3 利用できる世帯の要件

たきかわ学童クラブを利用できる世帯については、以下のいずれかに該当する必要があります。

要件	内容
(1) 保護者の労働	通勤時間等を考慮した上で、児童の下校時間に保護者が留守であること
(2) 保護者の妊娠・出産	産前・産後の労働基準法で定める休業期間に該当すること
(3) 保護者の疾病・傷害	病気、負傷、傷害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること
(4) 同居親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること
(5) 就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学しており、児童の下校時間に保護者が留守であること

※その他、特別な事情がある場合は、子育て応援課に相談して下さい。

4 たきかわ学童クラブの概要

☐ 開設日・開設時間

区分	開設時間
通常開設日（学校の授業日）	児童の下校時 ～ 午後6時30分

土曜日	午前 8 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分
学校の長期休業期間（土曜日除く）	午前 8 時 00 分 ～ 午後 6 時 30 分
学校行事等の振替休業日	

■ 通常開設日（学校の授業日）

小学校の開校状況が変更となる場合については、原則として次のとおり対応しますので、あらかじめご理解ください。

① 感染症等に伴い小学校が臨時休校の場合

たしかわ学童クラブは臨時休会となります。

② 感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

通常どおり開設しますが、感染防止のため当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

③ 小学校の下校時間が早まる場合

たしかわ学童クラブは開会時間を繰り上げて開設します。

※給食がない場合は、お弁当を持参して下さい

■ 土曜日

通常の開設時間は午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとなりますが、通常開設日と同様に感染症等に伴い小学校の臨時休校期間にあたる場合は臨時休会となります。また、学級（学年）閉鎖期間にあたる場合は、当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません

□ 開会しない日（休業日）

区分	開会時間
通常休業日	日曜日、祝日
	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
臨時休業日	感染症等に伴い小学校が臨時休校する日

□ 利用料金等について

区分	金額
利用料金	月額 3,000 円
傷害保険料	年額 800 円

※ 月途中の入会による利用料金の日割計算は行いません。

□ 利用料金の減額制度

次に区分に該当する場合は、利用料金の減額制度があります。

区分	減額内容
(1) 生活保護を受給する世帯	全額減免
(2) 市町村民税非課税世帯の内 ・ひとり親世帯 ・在宅障がい児のいる世帯	月額料金の1 / 2 軽減
(3) 同一世帯で2子以上の児童が 利用する場合	年少の者 軽減なし 年長の者 月額料金の1 / 2 軽減 その他の者 月額料金の1 / 3 軽減

※ (1) 及び (2) の適用を受ける場合には、「滝川市放課後児童クラブ事業福祉料金適用申込書」の提出が必要です（市税に滞納がある場合は減額の適用はできません）。

※ (2) と (3) の両方の軽減制度に該当する場合は、それぞれの軽減を適用させます。

□ 利用料金の納入方法

① 口座振替による納入

- 口座振替が可能な金融機関はゆうちょ銀行に限ります。
- 「滝川市放課後児童クラブ事業利用承認申込書」に記載の保護者名義の口座から振替となります。
- 口座振替については、申し込みを行った翌月の振替から開始となりますので、それまでの間に納入する利用料については、市が発行する納入通知書で納入して下さい。なお、振替口座の変更についても、申し込みを行った翌月から変更となります。
- 口座振替にかかる領収書は、預金通帳への記載によるものとしますので、別途領収書の発行は行いません。
- 残高不足により振替されない場合には、後日、納入通知書をお渡ししますので、市内金融機関等で納入してください。
- ゆうちょ銀行への振替手数料として、1人につき1件10円が口座から引き落としされます。

② 納入通知書による納入

- 納入通知書をお渡ししますので、市内金融機関等納入通知書に記載の納入場所で納入して下さい。

- 各学童クラブや休日・夜間等は市役所東側玄関窓口でも納入できますので、納入の際は納入通知書を持参してください。

■ 納入期限（口座振替日）

利用月	納入期限（口座振替日）	利用月	納入期限（口座振替日）
4月分	令和7年4月10日	10月分	令和7年9月30日
5月分	令和7年4月30日	11月分	令和7年10月31日
6月分	令和7年5月30日	12月分	令和7年11月28日
7月分	令和7年6月30日	1月分	令和7年12月26日
8月分	令和7年7月31日	2月分	令和8年1月30日
9月分	令和7年8月29日	3月分	令和8年2月27日

5 滝川市内の放課後児童クラブ

小学校区毎に次のたきかわ学童クラブを運営しております。

学校区	クラブ名	住所・電話番号
滝川第一小学校区	中地区学童クラブ	朝日町東2丁目2-4 TEL 0125-23-1909
滝川第二小学校区	北地区学童クラブ	滝の川町東2丁目1120-180 TEL 0125-24-7885
滝川第三小学校区	花月地区学童クラブ	花月町2丁目5-1 TEL 0125-24-0792
西小学校区	西地区学童クラブ	西町6丁目1-15 TEL 0125-24-0492
江部乙小学校区	江部乙地区学童クラブ	江部乙町東11丁目13-1 TEL 0125-75-2585
東小学校区	東地区学童クラブ	東町5丁目9-11 TEL 0125-22-2966

6 利用申し込みに必要な書類及び提出先

入会申込の前に必ずお読みください

- ・ 入会の決定は申し込み順ではありません。
- ・ 年度当初の受付期間を過ぎてからの申し込みについて、定員超過の状況によっては利用待機の登録となる場合があります。
- ・ 入会申し込み後に申し込みを取り下げる場合は、速やかに子育て応援課まで連絡して下さい。なお、3月10日を過ぎてからの取り下げについては、傷害保険の加入取消ができず掛金800円をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。
- ・ 1年通しての通年利用を原則とし、夏休みや冬休みなどの一時的な入会は受け付けておりません。
- ・ 児童厚生員等の指示及び制止を聞かず他の児童に対して危害を加える、たきかわ学童クラブ内の備品や消耗品等を壊すなどの危険行動により安全な運営が維持できないと認められたときは、利用登録の取消・退会となる場合があります。

□ 受付期間

①年度当初（令和7年4月1日）からの利用開始及び利用継続

令和7年2月5日（水）から令和7年2月28日（金）まで

※期限を過ぎてからの申し込みについて、定員に達している場合は利用待機の登録となる場合があります。

②年度途中の利用開始

随時利用受付を行います。なお、定員に達している場合は利用待機の登録となる場合があります。

□ 提出書類

書類	必要数
(1) 滝川市放課後児童クラブ事業利用承認申込書【全員必要】 ・年度当初の申込みの場合は、4月1日現在の状況を記入	児童1人につき1部
(2) 自動払込利用申込書【新規申込の場合】 ・口座振替により納入の申込みを行う場合に提出 ・口座振替を継続する場合は、利用承認申込書の備考欄の項目にチェックを入れてください。	世帯につき1部
(3) 添付書類（利用要件を確認するための書類） ①就労証明書（企業等に勤務の方）	保護者の人数分 ※世帯につき各1部

雇用（予定）期間が有期の方は、令和 7 年 4 月 1 日以降の証明が必要です。 ②自営業・農業申告書 ③病院の診断書 等	
（４） 滝川市放課後児童クラブ事業福祉料金適用申込書 ・ P 2 の利用料金の減額制度（１）若しくは（２）を申込みする場合は提出してください。 ・令和 6 年 1 月 1 日時点で滝川市に住所を有していない方は、お住まいだった市区町村での所得課税証明書を添付してください。	世帯につき 1 部 ※該当する場合

※各種様式は市公式ホームページからダウンロードできます

☐ 受付場所及び受付時間

たきかわ学童クラブの申し込み受付については、次のとおりとなります。

現在利用している方の更新の申し込みや新一年生の新規利用申し込みの内、現在たきかわ学童クラブを利用しているご兄弟がいる方については、施設で申し込みが可能です。

それ以外の新規利用申し込みにつきましては、子育て応援課で申し込みを行って下さい。

受付場所	受付時間
滝川市保健福祉部子育て応援課	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日除く）
利用する校区の各学童クラブ	午後 1 時 00 分から午後 6 時 30 分まで（土日祝日除く）

☐ 利用選考・決定

申込者数が受入可能数を超えた場合には、次の順に優先度を判定し利用及び利用待機を決定します。

（１）低学年（１学年、２学年、３学年の順に優先します。）

（２）同学年の場合

ア）ひとり親家庭

イ）保護者の就業時間（学童クラブの開設日において留守となる日数や就労時間が多い家庭）

7 たしかわ学童クラブの利用について

たしかわ学童クラブを利用できる日と利用できる時間帯は、保護者が認められた利用要件（労働等）により実際に留守となる間となります。

仕事の休みで在宅している場合などは、利用をお控えください。

開設時間を過ぎてのお迎えが続く場合や、たしかわ学童クラブの決まりごとを守っていただけなく、運営に支障が生じる場合には、利用をお断りすることがあります。

□ 児童のお迎え

たしかわ学童クラブでは、児童の安全確保の観点から、放課後の来館時を除き、土曜日や学校の長期休業期間等の利用時は保護者の送迎を基本としておりますので、保護者または保護者に代わる人（祖父母や高校生以上の兄弟等）のお迎えをお願いします。なお、施設の駐車場内は送迎等で出入りする車両があることから、施設外は保護者等が必ず付き添いしてください。

午後 6 時 30 分までのお迎えが困難な場合は、「ファミリー・サポート・センター」事業（有料）により、保護者に代わって送迎を代行する制度がありますので必要に応じてご利用ください。

ファミリー・サポート・センター TEL 0125-74-5179

□ 欠席の連絡について

児童を安全にお預かりするために、利用予定の児童を把握し、来館されない場合は保護者へ確認のご連絡をすることから、欠席する場合は、次の時間までに各地区学童クラブへご連絡ください。

- ・学校登校日：当日の 13 時 30 分まで
- ・土曜日や長期休業日：当日の 9 時 00 分まで

□ 1 日のプログラム

放課後等の時間において、児童の健全育成を図るため「遊び」、「学習」、「生活」を掛け合わせたプログラムを組んでいます。各地区学童クラブの利用人数や学年によってプログラムが変更になる場合もあります。

また、長期休業期間には子どもたちが様々な体験を行えるようにイベントの企画など工夫した運営を行っております。

学校登校日

時間	内容	
下校時	○たしかわ学童クラブへ登館	●利用児童の出席確認、体調確認
	○自由活動	・児童室や体育室で同学年・異学年と自由遊び
15 : 30	○おやつ	

16 : 00	○一斉活動	・集団での遊びなど
17 : 00	○学習時間	・学校の宿題や自習、読書など
17 : 30	○自由活動	
18 : 30	○たしかわ学童クラブ退館	

長期休業期間

時間	内容	
8 : 00	○たしかわ学童クラブへ登館	●利用児童の出席確認、体調確認
9 : 15	○学習時間	・学校の宿題や自習、読書など
10 : 00	○一斉活動	・学童クラブで企画するイベントなど
12 : 00	○昼食	
13 : 00	○自由活動	・児童室や体育室で同学年・異学年と自由遊び
15 : 00	○おやつ	
15 : 30	○自由活動	・児童室で同学年・異学年と自由遊び
18 : 30	○たしかわ学童クラブ退館	

☐ おやつについて

- ・おやつは保護者が夕食に影響のない程度の量を用意して下さい。
- ・1週間分のおやつを預かりますので、賞味期限等を考慮していただき、氏名入りの袋に入れてください。
- ・おやつは学校に持っていけませんので、お迎えの際などに補充して下さい。
- ・イベントなどで簡単なおやつ作りを行う場合もありますので、アレルギーがある場合は、利用承認申込書に記入して下さい。

☐ 持ち物について

- ・水筒
- ・学習用具

[土曜日・長期休業期間]

- ・昼食（常温での保管になりますので、特に夏期は食中毒に留意したものにしてください）

[施設に置いておけるもの]

- ・上靴
- ・着替え一式（トレーナー・ズボン・パンツ・シャツ・靴下・汚れものを入れるビニール袋などを袋に入れて用意してください。）

※取り違え等を防止するため、すべての持ち物に氏名を記入して下さい。

8 その他

- ① 学童クラブの利用中に、お子さんが習い事などのために外出し、再度登館する場合における外出中の安全確保は保護者の責任によることとし、事前に途中外出する旨を学童クラブ職員に必ずお知らせください。また、途中外出における経路が通常の通学路と異なる場合には、傷害保険の適用対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ② おもちゃやゲーム機など必要のないもの、紛失して困るものは持参を認めていません。
- ③ 職員は駐車場内の見守りは行いません。駐車場内での事故・盗難等については責任を負いかねますので、送迎のわずかな時間でも安全に気持ちよくご利用いただくために皆様のご協力をお願いします。
- ④ ご利用に不明な点がございましたら、子育て応援課若しくは各地区学童クラブへお問い合わせください。